

沿岸広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和2年7月10日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 路線名 106号
- 2 供用開始の区間 宮古市藤原三丁目106番32地先から松山第7地割2番56地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月12日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 令和2年7月10日から同年8月10日まで